別紙様式2（第4条関係）

農園利用契約書

（目的）

第1条　この契約書は、産山村（以下「甲」という。）が開設する農村型市民農園「ファームビレッジ産山」において　　　　　　　　　（以下「乙」という。）が行う農作業の実施に関し必要なことを定める。

（対象農地）

第2条　本契約の対象となる農地（以下「対象農地」という。）の位置及び面積は、次のとおりとする。

⑴　位置　　農地区画番号

⑵　面積　　50㎡（区画数　　　）

（農作業の実施等）

第3条　乙は、甲が対象農地において行う耕作の事業に必要な農作業を行うことができる。

2　 乙は農作業の実施に関し甲の申し出があったときは、これに従わなければならない。

3　 乙は、対象農地において農作物を収穫することができ、収穫物は乙に帰属する。

（料金の支払）

第4条　乙は、年間利用料金　　　　　円を毎年4月30日までに、甲に支払わなければならない。

（契約期間）

第5条　本契約の期間は、平成9年4月1日より平成　年3月31日までの　年間とする。

（契約の解除）

第6条　次の各号に該当するときは、甲は契約を解除することができる。

⑴　乙が契約の解除を申し出たとき

⑵　乙が契約及び甲が別に定める利用規定に違反したとき

⑶　乙が1カ月にわたり農作業を行わないとき（但し、農作業を甲に委託したときにはこの限りでない。）

（料金の不還付）

第7条　契約が解除されたときには、乙が既に納めた料金は還付しない。但し、次の各号に該当するときは、甲はその全部または一部を還付することができる。

⑴　乙の責めに帰すべきでない理由により農作業ができなくなったとき

⑵　その他甲が相当な理由があると認めたとき

（その他）

第8条　本契約に規定されていない事項については、甲及び乙が協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名捺印の上各自1通を所持する。

年　　月　　日

甲　住所　熊本県阿蘇郡産山村大字山鹿488－3

氏名　産山村長　　　　　　　　㊞

乙　住所

氏名　　　　　　　　　　　　　㊞